慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	外国為替管理の普及と其有する意義に就いて
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.3 (1932. 3) ,p.377(1)- 425(49)
JaLC DOI	10.14991/001.19320301-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19320301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最新刊

慶應義塾大學教授 野村兼太郎著

世界經濟問題叢書 第三篇

世界經濟發展史論

經濟史の研究は個々の史的事業の研究から進むで全體の發展を明かにする方面に到達すべきである。何故ならば現在の諸現象は過去の事件と有機的な關係に樹つものであるからである。著者は世界經濟も全體的考察をなすことは今後の研究上頗る有意義な仕事と考へ敢て本書を社會に送らんとするものである。而も特に一般讀者の通讀に適するに留意して筆錄してある。經濟の世界的大勢を知らんとする士に必讀を奬める。

—要目—

第一章 序論
第二章 商業資本時代
第三章 工業資本時代
第四章 金融資本時代
第五章 結論

四六判クロース 頁二五〇
定價一・五〇
送料・一〇

慶應義塾大學教授 金原賢之助著

世界經濟問題叢書第壹編 國際金融總論

四六判クロース二六〇頁 價一・五〇 稅・一〇

慶應義塾大學教授 伊藤秀一著

世界經濟問題叢書第貳編 世界經濟概論

四六判クロース二六〇頁 價一・五〇 稅・一〇

發行所 東京市神田區通神保町（振替東京一三五） 大阪市西區阿波座下通（振替大阪二二一二八） 株式會社 同文館

三田學會雜誌 第二十六卷 第三號

外國爲替管理の普及と其有する意義に就いて

金原賢之助

一 爲替管理の普及
二 爲替管理の意義、時期及び目的
三 爲替管理の方策とそれの爲替政策上に於ける地位
四 爲替管理の有する重要性並に貨幣制度に對する關係

一

世界經濟上の諸問題に對して國際的協調が強張されて居るにも拘らず、最近に

於いては諸國殊に墺太利及び獨逸に於ける金融破綻並に佛蘭西の孤立的金融政策等に當面して、國際金融界は其無統制的本質を如實に曝露した。而して遂ひに英吉利に於ける金本位制度の停止を一轉期として、國際金融の危機は一段の深度と擴大された部面とを以て世界の眼前に展開されてゐる。茲に於いて金本位制度を停止した諸國では固より之を依然保持する國に在つても多く、國際金融の無統制に對する對策として所謂外國爲替の管理が援用されるに至つてゐる。今この問題の全貌を解明し、以て其有する意義をば考察しようとするに當つて、先づ之が管理の實狀を一瞥する必要がある。左に、主として法律上の規定を以て爲替管理を實施してゐる國並に其方策の大要を掲げてみよう。(1)

I 歐羅巴諸國

英吉利　一九三一年九月二十日政府は金本位停止の止むなきを聲明し、二十一日議會の協讃を經て『一九三一年金本位修正法』を公布した。而して同法第三項たる

大藏省は、外國爲替並に其他に關し、金本位停止に關聯して生ずる支障に處する爲適當と認むるが如き處置を採り得べき命令を發布し、且つ之を時々變更するを得。

と云ふ條項に從つて、之を遂行する爲に二十二日外國爲替管理命令を發布した。即ち、英吉利國民及び英本國在住者は、政府から改めて通告を發するまでは、直接又は間接に外國爲替を購入し、又は之を得る目的を以て資金の移轉をなすこと得ずとなし、唯左記の場合丈を除外してゐる。

(a)　正當なる貿易上の必要

(b)　九月二十一日前に爲したる契約の實行

(c)　合理的なる旅行或は個人的目的

勿論この管理も金本位修正法に從つて六ヶ月間施行せられることになつてゐる。

墺太利　墺太利國民銀行（ナショナル・バンク）及び大藏大臣の同意を經て同行によつて認可された銀行のみが、對外支拂手段を取扱ふことが出來る。爲替相場は國民銀行の定むる所であり、又同行の許可がなければ、資金をば墺太利通貨又は外國通貨を以てするを問はず外國に移轉したり、或は同國内の銀行に於ける外國人勘定に移すことは

出來ない。外國爲替の割當に際しては、原料品及び其他必要品の購入に對して優先が與へられる。

ブルガリヤ　十月二十一日及び其後商品注文を爲す商人は、該輸入の爲に必要な外國通貨の支拂期日の三ヶ月前にブルガリヤ國民銀行に通告しなければならぬ。諸民間銀行に在る個人及び會社の外國通貨預金は、國民銀行の許可を得た場合にのみ引出し得る。外國通貨を所持する個人は其所有額を使用し終つてからでなければ之を取得することが出來ない。

チェッコスロヴァキヤ　政府は十月二日の命令に依り、外國爲替の賣買を國民銀行によつて統制する所の一九二四年の法律を復活した。即ち必要ある場合には、外國爲替―主として外國通貨及び其他外國からの收入―を强制的に引渡さしむるものである。更に他の命令に依り、同國に居住する者は外國に預託した外國通貨又は有價證券を國民銀行に申告するを要する。外國爲替買入の許可を受くるに當つて、貿易商は明確な輸入貿易から生ずる債務の證據を豫め提出しなければならない。

丁抹　貿易商が、自己の輸入商品に對ずる支拂カヴァーの爲に近き將來に爲替を必要とする旨を證明し得る場合以外は、丁抹からの輸出商品代金として貿易商が外國に保有する金額は總て、國民銀行を通じてか若しくは同行の認可の得らるべき各丁抹銀行又はコペンハーゲン株式取引所取引員を通じて、遲滯なく丁抹通貨に兩替されるを要する。通貨、小切手又は手形を以て丁抹クラウンを移送するには、國民銀行の許可を必要とするが、爲替の割當は原料品及び其他の生產殊に輸出產業の必要品に先づ與へられる。

エストニヤ　爲替取引はエストニヤ銀行及び同行承認の機關のみに許され、輸出商は獲得外國爲替をエストニヤ銀行に賣却すべき義務を有する。

芬蘭　芬蘭銀行と銀行及び實業團體との自發的協定に依り爲替の管理を開始し、外國通貨の利用し得る場合をば、期限到來の銀行債務の償還、或る種の必需品の輸入、負債の割賦元金及び利子の償還等に限つた。輸出商の大部分は其餘剩外國通貨を諸銀行に拂渡した。が併し銀行外の爲替取引も非合法ではなかつたので、其處では非常に低落した相場を以て行はれた。そこで十二月九日より芬蘭銀行

は、銀行外取引の增大傾向の爲に諸銀行をして實際相場を以て取扱はしむることに決定した。當時相場は一磅に對し約二四〇芬蘭マルクとなつた。現在外國爲替の買入は絶對必需品のみには限られず、大體總ての種類の商品輸入に許容されるものゝ如くである。

獨逸　七月十八日政府の發した命令は、總ての獨逸財産稅の納付義務者（實際上全獨逸居住者であつて、國籍を問はず）をして、總ゆる種類の外國爲替即ち現金、小切手、手形及び爾餘の外國通貨請求權の保有額を獨逸國銀行（ライヒスバンク）に申告すべきを命じた。而して其外國爲替の保有が經濟上の理由に基く場合でなければ、獨逸國銀行は之を買上げるの權能を有した。現在總ての外國爲替は收得後三日以內に申告しなければならぬ。又在外資産に付ても同樣に稅務當局に申告しなければならなかつた。其後發布された幾多の緊急令に依り、政府は通貨の輸出に對して廣大な統制權を有し、爲替の賣買は獨逸國銀行並に同行の許可を與へた獨逸金融機關を通じてのみ行はれる。

希臘　希臘銀行は外國爲替賣買の獨占權を有し、他の銀行は同行の代理者としてのみ之を行ひ得る。輸出貿易によつて得られる外國資金の總ては、之を同行に引渡さなければならぬ。

匈牙利　外國爲替は其如何な形式の外國支拂手段であつても、總て匈牙利國民銀行の處分に委ねるを要する。總ゆる外國保有額は申告を要し、國民銀行は之を匈牙利ペンゲを以て買上ぐる權利を有する。此等の目的實行の爲に帳簿並に取引勘定の檢査を行ふことを得る。匈牙利通貨であらうと外國通貨であらうと、又如何なる形式の之に相當するものであらうと、國民銀行の許可なくして之を外國へ送附することが出來ない。有價證券類は、それの外國通貨に於ける相當額が國民銀行に預託された場合にのみ外國へ輸出することが出來る。外國からの資金借入も許可なくしては行ふを許されない。

伊太利　九月二十九日の勅令によつて大藏大臣は爲替管理の命令を發布する權能が與へられた。斯樣な命令は未だ發布されないけれども、同日 Fascist Credit Confederation は全銀行に通牒を發し、各行並に其外國取引銀行の爲替保有額の明細書を伊太利銀行に送附し、其得意先の將來の爲替需要を調査し、且つ在外資金を保

有し又は輸出代金として外國手形を受取ると思はれる者に對して信用を制限すべき旨を命じた。如何なる銀行も、自行又は得意先の勘定を以て外國市場發行の伊太利或は外國の有價證券を購入するを許されず、外國爲替は先物取引を禁ぜられ、又商業上其他是認し得る理由を以て其需要を立證し得ない顧客に對しては賣却することが出來ない。即ち正當な理由に基く場合の外、爲替取引は禁止されてゐるものと認められる。

ラトヴィヤ　ラトヴィヤ國立銀行（ステート・バンク）は爲替取引の獨占權を有するが、爾餘銀行も之が取扱の認可を受けることは出來る。貿易商は收得外國爲替を銀行に引渡すことを要求せられ、それに對してラートが交付される。

リスアニヤ　外國通貨の購入はリスアニヤ銀行の强行する登錄制度に支配されるものと解せられる。

諸威　十月二十三日に諸威銀行支配人の發した聲明書に依れば、諸威の現在及び將來に於ける外國通貨の供給を保持するために外國爲替取引の統制が必要となつたこと、並に政府當局の干渉なくしてこの目的を達することが希望せられる旨が述べられた。爲替問題考究の爲に、諸威銀行及び諸銀行の代表者より成る中央委員會が設立せられた。

葡萄牙　輸入貿易の支拂に關してこれ迄何等の支障は存しない樣ではあるが、既に長い間爲替取引の制限が實行されてゐる。

西班牙　爲替取引は一九三〇年七月以來統制されてゐる。對外支拂を爲さんとする個人又は會社は何れも、マドリッド當局の許可を受くるを要するが、外國注文を發する以前に之を必要としない。併し最近輸入登錄所が設立せられ、總て輸入業者は登錄の爲に取引の詳細を提供しなければならない。

瑞典　リクス銀行 Riksbank は、不必要の輸入制限の目的を以て信用制限の或る手段を採る爲に、瑞典銀行聯盟と協定してゐる。又同銀行は爲替市場に於ける供給制限の手段をも採つてゐる。

土耳古　爲替制限は土耳古磅安定のために、一九三〇年二月以來行はれてゐる。爲替取引は特許を有する諸銀行を通じてのみ許容されるが、此等銀行は大藏大臣と連絡ある管理委員會に勘定を引渡すを要求せられてゐる。

ユーゴースラヴィヤ　國民銀行並に同行の認可を有する各銀行のみ爲替取引を行ひ得る。貿易商は輸出に依る外國代金を、自己の輸入支拂に利用するを許される、又銀行を通じて外國通貨の買入を爲し得るは、それと同額の外國商品の輸入を爲す場合にのみ限られる。

II　南及び中央亞米利加諸國

アルヂェンティン　爲替取引を正當な貿易上の必要に制限する爲に管理委員會が任命せられ、十月十三日より全爲替取引は同委員會の認可を必要とする。管理委員會は實際上爲替の割當は行はないが、其發行を認可し、又相場即ち現在は合衆國弗を基礎とする最高最低の限界を決定してゐる。各銀行はこの限界内に於いて取引することが出來る。手形交換所組合の同國銀行は爲替取引に從事するを許されるが、其有する爲替資金をば主として引受手形の決濟に使用する樣指定されてゐる。

ボリヴィヤ　十月九日の法律は、外國通貨を以て支拂はるべき對外債務に關して三十日のモラトリアムを施行したが、これは十一月十六日の法令で撤廢された。目下存在すると考へられる唯一の法律上の制限は、總ゆる形式に於ける金の輸出の禁止であるが、併し爲替取引は中央銀行の手に保留されてゐる。

ブラジル　外貨又は邦貨を以て振出され、同國に於いて支拂はるべき貿易手形、送金等の取扱はブラジル銀行の獨占に歸してゐる。ブラジル銀行は他の銀行に對して、中央及び地方政府の債務支拂、輸入支拂、其他必要な送金に應ずる爲にカヴァーを配付するが、最近相當十分に與へてゐるが如くである。而して最近の法令は同行に對して、適當と認むる時は其獨占を放棄する權能を附與してゐる。

智利　外國爲替購入及び對外資金移轉に關する管理が一九三一年七月三十日より一九三二年五月一日迄施行せられてゐる。爲替管理委員會が設立せられ、外國通貨を以てする決濟に關する限り、智利に於いて締結せられる契約、七月三十日以降外國にて實行せられる契約並に株式市場取引を統制する權限が附與された。加ふるに如何なる契約も、豫め委員會の同意を得なければ締結するを許されない。

コロムビヤ　九月二十五日政府は爲替管理案を施行した。金の自由取引は一時停止され、其輸出は禁止された。唯共和國銀行 Bank de la Republica は金の賣買及

び輸出の權能を有し、外國爲替取引を行ひ得る。爲替管理委員會は共和國銀行以外に對して、金貨、金塊及び總ゆる外國通貨、又は手形の賣買を制限又は禁止する權力を有したが、正當な商業上の取引に對しては公平であつたと言ふ。其後この權能は共和國銀行に移されたが、爲替の管理は各省、地方自治體及び不動産銀行の外國債務の送金全部に就いても施行されてゐる。

ニカラグア　十一月十三日及び十八日の法令は金の輸出を禁止し、爲替取引の管理を行ふことゝした。爲替管理委員會は輸入業者に通告を發し、債務辨濟の爲に外國爲替の買入許可を申請する場合には、輸入貨物の領事證明書を一通添附すべきを命じてゐる。

ウルグアイ　五月十五日の法令を以て、外國爲替取引及び資本の外國移轉の管理權が共和國銀行に與へられた。爲替取引は認可を受けた銀行も之を行ひ得るが、共和國銀行は賣買相場を決定してゐる。尤も斯る管理に次いで九月七日及び十月十六日の法律により、若干の外貨債務に關してモラトリアムが發せられた。其後、個人が生計費其他同樣の目的を以てする外國送金を禁止し、同國に於ける投資所得の送金並に外國旅行費用を三百米弗を超過し得ざることゝなし、更に輸出及び同手形に關しても、該外貨手形が同國市場に於いて取引されたことを明示する銀行又は會社――爲替取引資格ある――の證明書を輸出商が提出しなければ、稅關は貨物の出港を許可しない等、幾多嚴重な管理を行つてゐる。

Ⅲ　爾餘諸國

アンゴラ　五月二十七日の法令を以て爲替委員會を設け、爲替資金をアンゴラ銀行の統制の下に置いた。

ペルシャ　政府は一九三〇年五月に爲替管理委員會を設立し、爲替取引を獨占せしめた。若干銀行は外國爲替賣却の權限が與へられたが、併し買入の許可はあつても必ずしも外國通貨獲得の保證は與へられなかつた。修正法は、貿易商をして輸出から得られる爲替の九割、若しくは當業者が之を無稅外國品の輸入に投資せんとする場合には四割を、引渡す義務を負はしめた。

印度　政府は、英本國の金本位制度停止に從つて、ルーピー貨に對して磅又は金を交付すべき法律上の義務を停止する法令を九月二十一日に公布したが、この法

令は二十四日に撤廢し、その代り爲替管理を行ふことゝなした。即ち、政府は爲替管理權を行使し、磅賣却の義務を次の場合に制限した。(a)一般貿易上に必要な場合、(b)九月二十一日以前の約定ある場合、(c)正當な內地の需要

南アフリカ　十一月三十日の金融緊急統制法 Finance Emergency Regulations Act. に依り、總督は直接間接通貨、銀行又は爲替に關聯し又は影響する如何なる事項に關しても管理する權限が與へられてゐる。この管理は一九三二年六月三十日迄繼續することゝなつてゐる。

濠洲　主要生產物の輸出不振、輸入激增、英吉利への巨額の元利債務の支拂、財政の逼迫等の爲に、既に一九二九年末に金の輸出はコムモンウェルス・バンクを通じて大藏大臣の許可を要することゝなし、續いて輸入爲替取引の制限の擧に出でゝゐる。

（1）玆に擧げられた日附の內、年の記載なきものは一九三一年と了解されたし。記述は主として Board of Trade Journal, Dec. 31., 1931. に據り、Economist, London; Financial and Commercial Chronicle 等を參照した。

二

抑々外國爲替管理とは何を意味して居るかと云ふに、その大體は前記の諸國の實狀によつて推察され得るであらう。が併し、一體管理―統制―調節と云ふが如き言葉は、其使用に當つてその有する內容も明確にされて居らず、又隨つてその間の區別も嚴格に守られてはゐないようである。近頃この點に就いて高島佐一郎教授は次の如く述べて居られる。(1)「調節とは取扱はるべき對象たる〔經濟〕諸現象の、よつて發生する根源的な施設そのものよりも寧ろ、其れから派生する現象間の不調和乃至矛盾の方をヨリ重視し、そして時に臨みての裁量ないし手段を用ひて之を調和せしめゆく作用をいふ。これに對して統制とは、ひとりこの調節のみに限らず、更に根本的な制度施設そのものへ進み迫るによりて、諸現象發生の、潛在的な可能的な矛盾をも豫想し、全面的にヨリ善き情勢ないし階段を創りださうとする政策ないし過程を指すものであらう。」斯樣な解釋の當否は兎に角として、玆に取扱ふ問題に就いては之をそのまゝ用ひ得るであらうと思ふ。即ち爲替調節は、爲替現象の上に現はれた不調和又は均衡の喪失をして、再び調和を得せしめ、均衡

を恢復せしむる爲に『實踐的妥協を講ずるもの』であるに對して、爲替統制は、斯る不調和又は不均衡を產み出す機構そのものに出來る丈統一的組織體を與へんとするものである、と言ひ得よう。最近使用せられる爲替管理は主として此『統制』の意味であるように考へられる。英語では多く exchange control と云つて居るが、又時には爲替制限 exchange restictions と云ふ言葉を以て直裁的に內容を示すこともあるようである。

（1）高島佐一郎『金融統制論』二頁。

斯樣に爲替の調節は該現象の表面に、其管理統制は內面にまで觸れると云ふ差異が認められるとしても、之を其結果の上から觀れば管理統制は結局調節を包容する。勿論兩者の結果には强弱の別は生じ得るし、又生ずるのが當然である。故に管理乃至統制は屢々調節と差別なく同一のものとして取扱はれる。其處で爲替管理も廣く之を解釋することは必ずしも不可能でなく、その最も廣義に於いては恐らく、爲替現象に對して直接間接何等かの影響を與ふる總ゆる政策を指すことゝなるであらう。この場合には爲替政策一般を包括することゝなるのであるが、隨つて爲替の管理は直接的影響を與ふるものと、間接的影響を持つものとに分ち得る。當今謂ふ所の爲替管理は前者であつて、即ち狹義なのであるが、それが一體一般爲替政策上如何なる地位を占めてゐるか、又如何なる重要性を有してゐるかと云ふことが、當然茲に問題となる。

此問題に觸れる爲には斯る政策の內容を明確にする必要があるが、それに先立つて爲替管理の行はれる時期と目的とを簡單に述べて置かう。其時期に就いては、先づ第一に條件となるものは當時の貨幣本位制度である。蓋し爲替は貨幣の對外的價値に關聯するものであるからである。この點から觀ると、爲替管理は廣狹何れの意義に於いても、金本位制度の實施中に於けるものと其停止の下に於けるものとがある。例へば前項所揭の諸國に就いてみても、獨逸、伊太利の如く金本位制度を維持するものがあると同時に、英吉利及びそれに隨伴して金本位制度を停止した諸國の如き場合があるのである。

斯くの如く其時の貨幣制度を異にすることは自ら管理の目的を異ならしむる所以となる。又國によつて其目的は必ずしも同一ではないけれども、凡そ之を次

の四つに集約することが出來ようかと思はれる

（イ）金準備の擁護　これは主として金本位制度の下に於ける目的である。蓋し金本位制度に在つては金が外國との間に流出入することに依り、爲替相場を金輸出點と輸入點との間の狹い限界內に安定せしむることが眼目となつてゐるけれども、爲替相場の安定を保持する爲に金の流出を自由に放任すれば金準備の枯渴を來たして金本位制度そのものゝ維持が困難に陷る虞れがある。又金の流出は通貨のデフレーションに導く傾向があるから、國內經濟に不當に不利な影響を及ぼす傾きがある。であるから金準備の擁護乃至は吸收の爲に外國爲替に對して意識的な政策の加へられる必要を生ずるのである。尤も此目的は紙幣本位制度の下に於いても全然存しないのではない。何故ならば、現代に於ける紙幣本位制度は何れも金本位制度停止の結果であるから、多かれ少かれ金準備を保有してゐる。而して國際貿易は結局物々交換に歸着するから、國際收支が甚しく逆調を示す國に在つては、金現送によつて其差額を決濟するの必要に迫まられることがないとは言へないからである。

（ロ）爲替相場の安定　金本位制度の下に於いては貨幣價値が金に結付けられるから、爲替相場の安定が期し得られる。然るに紙幣本位の下に金を離れると、爲替相場は據る所の具體的制約條件を失ふから、甚しい動搖を蒙り易いのである。假令購買力平價說の主張する樣に購買力平價が標準的相場の指標であるとしても、紙幣本位制下に於ける爲替相場は、輸出入の制限・禁止又は割當、關稅、外國に對する價格の特別引上、貨物輸送上の人爲的・自然的障碍、特產物に對する外國需要の變化、資本の移動、投機等によつて斯る標準的相場から著しく離反するを免れない。故に爲替相場の安定を期する爲に爲替上に政策の施されるのは當然である。

（ハ）資本逃避の防止　資本は最も安全な且つ收利の期待の多い地帶を求めて移動する性質を有する。故に其安全性が多少でも脅されると、資本殊に短期の資金は直ちに他の安全であり金利の高き土地に向つて移動を開始するのであるが、大戰前に於いては少數爲替銀行が利鞘取引を行つたに過ぎないからその金額も決して巨額ではなかつた。然るに大戰後は商工業會社、一般資本家等が一時不用の資金を金利高き外國市場に運用せんとすること多きに加へて、金核心本位制度

Goldkernwährung が金本位制度の主要型式となつたので、各中央銀行の保有する在外資金が莫大に上るに至つた事等の爲に、やゝもすれば巨額且つ頻繁な短期資金の移動が醸成されざるを得ない。斯る場合に外來資金が引上げられるのは止むを得ないとしても、單にそれのみに止まらず自國資本をも同伴する。即ち經濟上政治上及び社會上の不安が存すると、所謂資本の逃避が始まるのである。資本の逃避は金本位制度に在つては金及び爲替を以て行はれるが、金輸出の禁止されてゐる場合には、爲替相場の低落程度がそれに不利でない限り又甚しい場合には之を無視しても、爲替を通じて行はれるのである。而して其際爲替相場は極端な動搖をも免れない。故に資本の逃亡を防いで國內經濟の安定を圖らうとすれば、勢ひ爲替に對して管理を行はざるを得ないのである。固より資本の逃避は必ずしも爲替のみを通ずるものではない。商品又は有價證券を外國と移し、之に依つて資金を外國に集積することも出來るのであるから、逃避の防止は管理の一層の擴大强化をも必要とすることがあるのである。

（二）貿易の制限　國際收支勘定に於ける支拂超過は其國の爲替相場を不利且つ動搖せしむるを免れない。然るに國際收支勘定の中で最も重要な地位を占め且つ比較的容易に統制し得るものは、資本勘定を除いては貿易勘定である。故に國際收支勘定に於ける均衡狀態を是正する爲に、爲替管理の手段によつて貿易の制限又は禁止を行ふことがある。殊に經濟政策の目標が對外的關係に在るよりも、寧ろ國內經濟の安定を專ら主眼とする場合には斯る影響を企圖するために爲替管理が屢々遂行せられるのである。

以上は廣義の爲替管理の目的をば一般的に概述したに過ぎない。勿論個々の管理政策が常に此等の中の一つのみを目標とするものでなく、又國と場合によつて異なることは、更めて斷るまでもない所である。

三

次に爲替管理はその遂行のために如何なる方策が採られるか、換言すれば如何なる種類の政策を包括するかと云ふに、既に述べた樣にそれは大別すれば直接的統制策と間接的統制策との二部類となる。而してその各々を代表する所の主要型式は、後者即ち間接的統制策に在つては中央銀行の割引政策及び公開市場政策

であり、前者即ち直接的統制策は爲替取引の制限、禁止又は割當の政策として現はれてゐる。

而して割引政策及び公開市場政策は大戰前の爲替政策の主流を代表し、爲替取引の制限、禁止又は割當は大戰後の政策を特徴づけるものと觀ることが出來るであらう。果してさうとすれば、兩者の對照は自ら當今の爲替管理の爲替政策上に於ける地位を明かならしむるに役立つであらう。即ち大戰前の政策は何れも爲替相場に對して間接的消極的影響を與ふるものである。割引政策は割引歩合の變更により、金利の爲替相場に及ぼす作用を通じて、金及び資金の移動を調節しようとする。公開市場政策は中央銀行の市場に於ける有價證券又は手形の賣買に依り、金融資金量を調節して市場を統制し、以て割引政策と相俟つて爲替相場に影響を與へようとするのである。故に此等は全く既揭の意味に於ける調節策であつて、決して眞の意味の管理策ではない。併し斯る政策が大戰前のそれを代表すると言つても、勿論それが今日採用されないと言ふのではない。殊に此等政策は單に爲替政策としての意義のみを持つものではないから、今日に於いても依然として各國中央銀行の利用する所なのである。それと同時に其利用の仕方が戰前よりも遙かに積極的且つ一般的となつてゐる。併しながら、假令斯樣に若干の變化は起つてゐても、それが調節策たることには少しも變りないのである。而も昨今の如くに世界經濟が深刻な經濟的不況に沈淪して居る時代には、金及び資金移動を支配する爲に金利を引上ぐることは自體が却つて該國民經濟不信不安のシグナルとなつて、調節の效果を齎らす所か所期とは反對の結果を招來することすら屢々あるのである。

又大戰前からも、單に割引及び公開市場政策のみではなく、金の移動を發現すべき金輸送點に影響を與ふる政策も亦行はれ來たつてゐる。例へば佛蘭西の實施した所の金打歩政策、即ち金の流出を幾分でも妨害する爲に兌換に際して金に對し打歩を與へる方策の如きがある。又獨逸の行つた金に對する前拂政策、即ち金を輸入する者に對して之が買入價格を前拂して利子の負擔を免れしめようとする政策とか、金の輸納地を各所に置き且つ之を出來る丈國境に近からしめて金輸入者に便宜を與へんとする金輸入奬勵策とかの如くである。併しながら此等の

政策は何れも所謂金吸引政策であつて、爲替相場に對する政策としては割引及び公開市場政策と其性質は相ひ去る遠いものではない。唯外國爲替手形政策とも稱すべきものは、一種の公開市場政策ではあるけれども、他のものよりは一段强き直接的强制力を有して居り、戰前に於いても例へば墺太利・匈牙利銀行の如きに依つて用ひられた所であるが、此政策に就いては後に言及するであらう。(1)

(1) 此等大戰前の政策に就いては拙稿『金の國際的移動に就いて』第四項參照。三田學會雜誌、昭和六年七月。

以上大戰前の諸政策に反して、爲替取引の制限策こそは眞に爲替管理と言ふ可きもので、その企圖する所は、外國爲替に於ける矛盾・不調和の依つて起る根本的基礎を統制し是正しようとするのであつて、其作用は直截的强行的である。而して斯る政策實行の方法は爲替取引の制限、禁止又は割當であり、又時には爲替相場の强制的決定を伴ふこともある。今之を既掲諸國に就いて觀れば、(2)

(a)外國爲替取引一般に何等かの制限を置く場合　英吉利、伊太利、希臘、葡萄牙、印度、アルヂェンティン、智利、ウルグアイ、コロムビヤ、南アフリカ、獨逸、

(b)輸入爲替取引に制限を置く場合　チェッコスロヴァキヤ、ユーゴースラヴィヤ、ブラジル、濠洲、ニカラグア、

(c)或る種の輸入品に對して外國爲替の取組を禁止する場合　ブルガリヤ、

(d)必需品の輸入に對してのみ、又はそれに對して優先的に、外國爲替取引を許す場合　墺太利、匈牙利、芬蘭、丁抹、ラトヴィヤ、

(e)輸入貿易を制限又は獨占し、若しくは貿易を國營として外國爲替取引を抑制する場合　エストニヤ、西班牙、土耳古、ペルシヤ、ソヴェート聯邦、

等に大別してみることが出來る。併し其制限の程度には國に依つて著しい相違が存してゐる。

(2) 横濱正金銀行週報、昭和七年二月五日號、又は東洋經濟新報、同年二月十三日號に於ける其轉載參照。

爲替政策の主體から觀ると、割引及び公開市場政策は通例中央銀行の行ふ所であるが、爲替管理に就いては政策としての性質上當然國家が其主體である。唯國家が如何なる機關をして實行の掌に當らしむるかに就いては種々の場合がある。

即ち(一)大藏大臣又は總督が爲替取引取締の權限を有し、之が監督の掌に立つ場合、例へば英吉利、伊太利、南アフリカの如き國がある。(二)或る國では中央銀行が爲替取引を獨占する。希臘、ラトヴィヤ、ボリヴィヤ、ブラジル、瑞典等。(三)又若干の國では、爲替取引を中央銀行の獨占とはしないが、中央銀行に爲替銀行に對する監督權を附與する場合がある。例へば芬蘭、墺太利、匈牙利、ブルガリヤ、ウルグアイ、エストニヤ、コロムビヤ等これに屬する。(四)然るに幾多の國に於いては特に爲替管理委員會を設け、之を以て統制の任に當らしめてゐるのであつて、獨逸、土耳古、智利、アルヂェンティン、ペルシャ、ニカラグアの如くである。

一體斯樣な爲替管理が最近急激に一般化したのは如何なる動機に基くのかと云ふに、既に前に擧げた廣義の爲替管理の諸目的の中の二つが大體其主たる目的となつてゐる。即ち一つは、資本逃避、投機及び諸外國のクレディット設定等の防止である。他は現在の深刻な經濟的不況に依る國民經濟の不安乃至國際收支逆調が既往の政策のみを以てしては到底除かれ得ない爲と、並にそれが爲め輸入貿易を制限せんとすることである。何れも窮極の目的が國民經濟の安定化に在ることは明かであるが、併し其直接の動機が二者の中の何れに存するか、又其兩者に在るかに從つて、既に述べたやうに自ら管理に緩嚴の差を生ずるのである。例へば英吉利の如くに資本の逃避を防止することをば目的として輸入爲替に對して制限を行はぬ場合がある。併し同じく資本逃避の防止を目的としても、國によつては取得される外國爲替又は在外資金をば强制的に申告せしめ又は自國通貨に交換せしむるものも多數あると同時に、ウルグアイの如く輸出に對しても制限を加へて逃避に備へんとするものがある。從つて目的が對外收支勘定の回復とか、國民經濟の動搖排除とかに向へば、前述のやうに輸入爲替の制限、禁止又は必需品に對してのみの許可等の手段が採られるのである。更に獨乙の如くに、資本の逃避も防止しなければならぬ、國際收支勘定も改善しなければならぬ、又對外債務の大部分が外貨債務であるから何うしても金本位制度を維持して爲替相場の低落を防止しなければならぬと云ふが如き國に於いては、外國爲替取引全般に對して極端な抑制策が講ぜられてゐる。今獨乙の管理策に關して既揭の所述を補足するに、一九三一年八月以來爲替管理局を新設し、外國爲替の定期取引は同局の承認を必

要とした。而も其承認の與へられる取引は輸入及び通過貿易の目的に使用するものに限り、且つ獨乙國銀行（ライヒスバンク）或は同行の許可を與へた獨乙金融機關との取引範圍のみに限ることゝなした。而して爲替管理局は、商業登記をなした自然人又は法人にして當該商工會議所に於いて平常正規の業務をなし且つ外國へ支拂の必要ありとの證明書を與ふるものに對しては、從來の業務の範圍内に於いて總括的許可を與へ得ることになつてゐる。然るに英吉利の金本位停止後資本の逃避を防止する爲に管理の範圍を擴大した。即ち獨乙國銀行の特許なくして有價證券を外國人の注文に對して賣却すること、並に有價證券を外國人の勘定に振替へることを禁止した。（九月廿六日）蓋し有價證券の賣買は資本移動の一方法であつて、之に依り資金を外國に移すことが出來ると同時に、マルクの低落を助長するからである。次いで十月二日に至り、左の如き緊急令を發して爲替管理を一層嚴重なるものとした。

（一）獨乙國内居住者にして十月二日現在二百マルク（從來一千マルク）以上の外國貨幣を所有する者は、十月十日迄に屆出づべきこと。

（二）獨乙國銀行又は同行の認可を與へた銀行を通ぜずして獲得した外國支拂手段は、其高の如何に拘らず三日以内に獨乙國銀行に屆出ること。

（三）獨乙國銀行の要求あれば、右の外國支拂手段は同行に賣渡さなければならぬこと。

（四）一般輸入商に一ヶ月二十五萬マルク、個人に二萬マルク以上の輸入を許可せんとする時には、爲替管理局は豫め獨乙國銀行の承諾を得なければならぬこと。

更に十一月廿一日には、資本逃避の防遏を猶ほ嚴格ならしむるために、十二月以降は輸出業者に對して輸出品及びこれに用ふる外國貨幣に關する報告義務を課する法令を發布した。それと同時に、同月以降輸入の爲にする外國爲替總括的要求許容額をば原則として從前月額の七割五分に引下げ、殘餘部分は對外債務の活用に依らしむることとし、以て爲替管理は愈々嚴重に强行されてゐる。

斯る爲替管理は假令嚴重であつても未だ爲替取引の抑制であるが、それが絶對に抑止される場合がある。即ち、或る種の輸入品に對して爲替取引の禁止される場合は既に之を述べたが、又對外債務に關してモラトリアムの宣言される場合があ

る。獨乙は外資引上を免れんが爲に債權諸國と協定して其延期を講じつゝあるが、ポリヴィヤは一時モラトリアムを實施した。ウルグアイ及び匈牙利も部分的モラトリアムを採つた。最近の電報（二月四日）に依れば、墺太利も對外債務のモラトリアムを宣言するの止むなきに至るであらうと、墺太利國民銀行前總裁か其辭職に際して言明したと報ぜられてゐる。モラトリアムは一時的のものであるとしても、要するに爲替管理の極端を示すものである。

所謂爲替管理の樣相は凡そ以上の如きものであるけれども、猶ほ仔細に之を吟味すると、爲替管理は二個の部類に大別しなければならない。即ち一方は上述した所の爲替取引の直接的制限であるが、他方は爲替相場に直接的影響を與ふるものである。換言すれば、國家が中央銀行、爲替銀行又は他の金融機關をして爲替市場に出動して爲替の賣買に應ぜしむるものであつて、其目的は多く爲替取引を調節して爲替相場を保持又は安定せしむるに在る。故にこの政策は、上述の爲替管理が爲替賣買の直接的統制であり、法律的强行的管理であるに反して、爲替賣買の間接的制禦であり、經濟的任意的管理である。從つてこの經濟的任意的管理は、直接的管理と割引及び公開市場政策との中間に位するものであるとも言ひ得よう。

此種の管理は大戰前にも行はれた所に屬し、外國爲替手形政策として知られてゐる。が、主として金流出防止策として利用せられたのであつて、例へば在外資金を豐富に有する中央銀行は、爲替相場が金輸出點に接近して金の流出が促されんとする場合に、在外資金引宛の手形を賣り出し、以て其流出の勢ひを阻止することが出來るのである。又大戰中に於いては、英吉利政府が紐育モルガン商會をして磅爲替の賣買を行はしめて磅相場の安定を圖つた、即ち釘付政策として著名である。更に近くは我國に於いて、英吉利金本位制度の停止の餘波を受けて、米國に資金を移さんとする所謂弗買の運動が開始された際、政府が横濱正金銀行をして弗買に賣り應ぜしめて金流出の阻止及び金本位制度保持を企てたことは、未だ吾々の耳目に新らたな所である。そこで此種の管理は、未だ直接的管理を必要とするに至らぬ國に於いて、爲替相場の保持又は動搖防遏を主たる目的とし、更に之を通じて金流出の阻止、資本逃避及び投機の防止、金本位制度の支持、國民經濟の不安排除等の爲に實行せられるものと言ひ得るであらう。昨今我國に於いて、金輸出再

禁止の結果爲替相場が動搖して居るのは、輸出貿易に對して爲替低落の與ふる效果を相殺して了ふものであるから、政府は適當の時機に於いて爲替管理を行ふべきであるとの要望が高まつて居る。が併しこの場合要望されてゐる管理は多く此種の經濟的管理であるようである。例へば我國の經濟的實勢に相應じた爲替相場を見極め、之を維持するために正金銀行をして、在外證券の賣却、借入金乃至は金現送に依つて弗資金を獲得せしめて、獨占的に爲替の賣買を爲さしめようと言ふが如くである。

然るに斯る經濟的管理に在つては費用を一時には巨額の失費を必要とする。例へば我國に於ける右の提案の如くに、政府の在外證券の動員、金現送又は借入と云ふが如き方法にて先づ相當多額の在外資金を獲得しなければならない。又賣買の過程に於いて損失を蒙ることを免れない、殊に資本の逃避の巨額且つ頻繁であること今日の如きに於いてはさうである。英吉利の嘗て行つた磅相場の釘付政策が、巨額の失費を必要としたことは余りに有名である。又我國の弗賣の後始末に就いても、正金銀行に對する損失の補償が喧しい問題となつた。これは結局同行をして金現送を行ふを許可して解決されて了つたが、金準備の比較的少額の國に於いては常に斯樣な方法を以て費用を捻出することは出來ない。而してこれに要する失費は、結局に於いては何等かの形で國民に轉嫁されるのであるが兎に角政府は之を負擔しなければならない。そこで斯る負擔を免れながら、爲替相場の確保、資本逃避の防遏、國際收支勘定の改善、國民經濟の安定と云ふが如き目的を達成しようとすれば、勢ひ直接的强行的管理に移るを余儀なくされるのである。

所が爲替の管理は要するに貨幣側に於ける統制である。この統制をより十分に行はしめんが爲には、商品側に於ける統制が必要となる。蓋し資本の逃避は商品の形態を以て行はれることが出來るし、又輸入の增加は必然對外支拂手段に對する需要を刺戟するし、而も貿易は國際收支勘定の一大部門を占むるものであるしするからである。そこで爲替の管理は、そのもの丈で貿易の制限と云ふ結果をも招來し得るものではあるけれども、それが貿易から生ずる爲替取引を特に制限しない場合とか、又制限しても其程度の薄弱な場合とかには、貿易の管理によつて

之を補はなければならぬことゝなる。即ち貿易の管理は其結果に於いて、爲替管理と同一の目的を達成する手段であり、從つて兩者は相互補助する立場に置かれてゐる。

元來貿易に關する統制管理は、從來主として關税を以て行はれて來てゐる。元々關税の直接の目的は國内産業の保護と財政上に於ける收入の獲得とに存してゐて、必ずしも爲替の管理を企圖してゐるものではない。故に英吉利の如く最近まで大體自由貿易主義に傾いてゐた國もあるけれども、其外の國は何れも多かれ少かれ關税の障壁を設け來たつて居る。併しながら關税による貿易の管理は決して絶對的のものではない。假令可なり高率の關税を設けても、それが所謂禁止的税率でない限り輸入數量の調節は達せられない。殊に當今に於ける樣に所謂ダムピングが盛んに行はれる時にはさうである。そこで最近は多くの國が關税の外に一層直接的に貿易殊に輸入の制限又は禁止による管理を實行するに至つて居る。尤も輸入の制限乃至禁止は從來とても行はれなかつたものではない。又現在でも經濟上優力な國は、自國が商品輸出の地位に在るから、斯くの如き方策に訴へるよりも寧ろ關税障壁によつて對抗し、金本位停止國の所謂爲替ダムピングに對しては相手國の貨幣價値低落と同率の關税を課する（獨・佛）と云ふが如き態度に出でゝゐる。

併しながら經濟的劣等國又は特殊事情を有する國に在つては、現代の如き經濟恐慌に際して最早關税障壁を以て滿足することは出來ないで、輸入の制限又は禁止による貿易管理策に出でゝ居る。而して其方法には、或る種の商品の輸入の制限又は禁止、例へば穀物、肉類の輸入禁止（チェッコスロヴァキヤ）肥料の輸入禁止（ポーランド）葡萄酒その他酒類の輸入禁止（丁抹）穀物、肉類の輸入の國家管理（ユーゴースラヴィヤ）（我國でも例へば硫安の輸入許可制を行つてゐる）の如きがあり、又或る國の商品の輸入の制限又は禁止、例へばルーマニヤ及びチェッコスロヴァキからの木材、肉類、魚類の輸入制限（墺太利）獨乙からの石炭輸入の制限（白耳義）西班牙からの酒類、魚類の輸入制限（佛蘭西）獨乙からの一般輸入制限（瑞西）の如きがある。併し此等の管理は本來必ずしも爲替管理を目的としたものではないが、奢侈品の輸入制限（エストニヤ）其禁止（コロムビヤ）の如きは、爲替管理に於ける生活必需品及び原料品

等以外に對する爲替取引の制限と相ひ對應する方策である。更に一般商品の輸入制限(希臘、土耳古―本年二月初旬制限を緩和し、一ヶ年四千五百萬土耳古磅の範圍で特定品目の商品に限り自由輸入を許可した、―西班牙)は明かに爲替管理の目的をも有するものである。

所で貿易管理の極致は結局貿易の國家獨占に到達せざるを得ない。今日貿易國營制を採る國はペルシャとソヴェート聯邦とであるが、斯る方策は資本主義國にとつては全くの非常手段と言はねばならぬ。即ちペルシャも最初は爲替管理によつてクラン貨の安定を圖つたのであるが、其の目的を達し得なかつたので、遂ひに(一九三一年三月)國營制度を斷行し、輸入並に同國天產物及び其製品の輸出をば政府の獨占に歸せしむるに到つた。但し同國に於いては、特許があれば私人も輸入を行ひ得ることになつてゐる。

然るにソヴェート聯邦の如き計劃經濟の國にとつては、斯る方策も固より當然の手段たるに外ならぬ。即ち計劃經濟の障碍なき遂行は貿易の國營を以て初めて期待し得るものである、それは經濟の計劃化を保障する根本的要素の一である

と同時に、自ら其實行の掌に當る所の一般計劃主義の部分的表現であるとの主張と、國際收支勘定の逆調は金の流出と爲替相場の低落とを招來せざるを得ないから、貨幣價値の安定の爲には輸入を極度に制限し、輸出を急激に增大せしめなければならぬとの必要と、―此等の要求に基いて先づ一九一七年十月に外國貿易に關する許可禁止制度を制定し、同一八年四月國營制度を公布した。爾來新經濟政策時代に多少通商の自由を認むるに至つたが、其根本は依然國營主義である。而して外國貿易の實行機關は、(一)外國貿易人民委員部の商業機關、(二)外國貿易人民委員部統制下の國家經濟機關、(三)協同組合機關、(四)輸出關係事業に外資を流用する必要上組織された合辨會社、(一九二五年には或る特殊の輸出及び輸入專門の株式會社創立に關する規定も亦成立した。)であり、その貿易調節の方法は

(一)輸出及び輸入は國民經濟の需要に應ずる計劃と合致して實施する。

(二)輸出及び輸入の一部は、外國市場進出を許可されし國家機關によつても行はれる、但し此場合特別認可の原則に準據するものとする。

(三)輸入貨物及び或る輸出貨物に關稅を賦課する。

（四）輸出入數量限定制度及び輸出入特許制度を行ふ。

（五）購入品及び輸出品に對する價格の設定

に依るのである。(3) 隨つて商品の輸出入は、之を商事會社が行はうとすれば個々の場合に特許を得るを必要とする。又私人がソ聯の領域内へ商品を送らうとすれば、數量限定制度によつて制限せられ、特に高率な關税によつて困難ならしめられるのである。斯くして、資本主義國に於いては國内商業と外國貿易とが相互密接な關係に存して居るに反して、ソ聯に於いては、全然ではないとは言へ二つの相ひ異る經濟領域を形成してゐるのである。

(3) 露西亞事情調査會編『ソヴェート聯邦年鑑』一九三一年、二五三頁以下參照。

斯くの如き外國貿易の獨占化は、ソ聯の貨幣本位をして殆んど全く外國のそれから遮斷して居るのであるが、猶ほこれには外國爲替取引に對する管理が關與してゐる。即ちソ聯内に於いては、外國通貨を以てする支拂は、それがソ聯の在外機關と締結された取引の決濟の爲でない場合には許容されてゐない。國家的及び協同組合的諸企業は外國支拂手段の保有高をば、一の信用機關に當座勘定を以て保有するの義務を負はされてゐる。而して輸出者は其輸出から收得する所の外國貨幣額をば國立銀行に對して其定むる相場を以て提供する義務を有する、換言すれば國立銀行は外國通貨に對する先買權を有するのであるから、同行が之を購求しない場合に初めて之を他に賣却することが出來る。外國支拂手段の購入に際しても國家的及び協同組合的諸企業は、其都度特別の認可を得なければならぬ。又外國支拂手段の輸出は各人に付き又各時期に對して一定額に限られ、之を超過する移轉は特許を必要とする。凡そ斯くの如き制限の企圖する所は、爲替需要を、ば認可商品の輸入代金支拂以外の目的に可及的利用せしめざること、並に利用し得る爲替現在額を出來る丈信用機關殊に國立銀行に集中せんとすることゝに存してゐる。從つて外國への旅行の如きも極度に制限されてゐる。所で斯樣な外國貿易の獨占及び外國爲替取引の極限の下では、言ひ換へると爲替の需給と其相場とを決定する所の事態全體が意識的に遮斷される場合には、國家は獨裁的に其爲替相場を決定し得るの地位に立つのであるから、チェルヴォネッツの相場は最も人爲的である相場の例證を示すものと言ふことが出來る。(4)

（4）　Karl Elster, Vom Rubel zum Tscherwonjez, 1930, S. 237-240 參照。

四

さて、以上述べ來たつた爲替管理は一體如何なる意義を有してゐるかと云ふ問題を考察しなければならない。勿論此場合、ソヴェート聯邦は相ひ異る經濟制度の上に立つて居るのであるから、一應之を除外しなければならぬ。而して今日の爲替管理の有する重要性は凡そ次の諸點に存するであらう。

第一はその行はれた時期に關してゞある。爲替取引の制限は從來とても施行されなかつたのではないが、それは通例戰爭と云ふが如き非常の事變に際してゞあつた。然るに此度の管理は、慢性的な而して深刻な世界的經濟不況に依つて平常の時に惹起されてゐるのである。

第二、從つて、假令形式的には一時の便宜手段として採用されたものであつても、事實上に於いて常設的傾向を示し又は示さうとして居ることである。

第三は其施行の範圍と程度に相違あること。即ち之を採用する國は非常に多に上つて居り、其手段は爲替の割當、貿易管理、モラトリアム等を隨伴し、遙かに嚴格なるに至つて居るのである。

第四、右の結果其影響も頗る甚大であつて、先づ對外關係より觀れば、爲替相場が人爲的に支持されることが目立つのである。勿論其人爲的性質は爲替と貿易の管理の嚴格さに比例してゐる。尤も紙幣本位制度の下に在つては爲替相場は人爲的であると言へないことはない、何故ならば投機の操作が甚だ擴大されるからであるが、此場合にはそれとは意味を異にしたことは前述した所から明かである。而も爲替相場の人爲的保持が金本位國に於いても實現されてゐることは、看過されてならぬ所に屬する。

第五、商品販路が縮少されると云ふ、世界經濟にとつて重大な影響が存する。元來今日の經濟不況は、一方に於いては生產の過剩を、他の一方に於いては後進國、植民國等に於ける先進國の資本に依る工業の發達並にそれの先進國工業に與へる競爭を其直接の基因となして居る、と屢々主張される。斯る時機に際して、幾多の國が爲替と貿易との管理を强行することは商品市場を益々狹隘ならしむる結果を招來し、經濟不況に一層の拍車を加へるものである。

第六、爲替管理は多く資本の逃避及び投機を排除するを企圖してゐるが、其結果一般の資本取引も著しく縮減される虞れがある。この資本移動と商品移動との制限は、却つて資本主義經濟の活動を薄弱ならしむるに向ふであらう。蓋し資本主義經濟の發展の爲には資本及び商品の輸出は缺く可らざる條件であるからである。

最後に、爲替管理は既說の通り國民經濟の安定と云ふ目的をも有する。故に對內的關係に於いては、國民經濟を多かれ少かれ世界經濟から遮斷すると同時に、國內に於ける經濟的統制の必要を喚起する。言ひ換へると爲替及び貿易の管理は、勿論其緩嚴の程度如何によつて異るけれども、兎に角或る程度に於ける計劃經濟への轉換の必要を釀成するか、或は少くとも無統制經濟に於ける統制的要素の增大を要求するであらう。蓋し斯る管理的方策が最も嚴重且つ有效に行はれるのは計劃經濟に於いてゞあるからである。

併しながら現在嚴格な管理施設を有する國は一二に過ぎない。其外は總て計劃經濟の爲に採つて居るのではなく、之を以て其資本主義經濟の對內的安定と對外的安定とを保持せんとするに當つて生ずる矛盾を出來る丈緩和しようと試みて居るのである。去りながら其矛盾を撤去しようとする手段が國際的經濟關係に顯著な反動作用を及ぼすことは今正に觀た通りであるから、更に此爲替管理の影響を國際間の協力によつて出來る丈輕減し又は他の方策を以て同一の目的を達しようとする企てが既になされてゐる。即ち一九三一年十一月三日より六日に亘り、國際決濟銀行は各國爲替管理制度を調整する爲に、外國爲替管理に關する會議をプラーグに召集した。(1) 而して會議では、極端な輸入制限の續行は必然輸出減退をもたらし、以て國際間の貿易關係を愈々惡化せしむるに至るであらうから、斯る傾向を緩和し輸出者に安心を與へるために、二國間又は多數國間に或る種の清算交換制度の設けられる必要があると認められた。その結果種々の案が提出されたが、その中には、(一)一定の貨幣割當(交換さるべき全種類の商品に對する各貨幣の總計)又は(二)一定の商品割當(他の特定商品と交換さるべき一定商品の總計)に基礎を置く交換制度の下に實際的解決が見出され得るのではないかとの見解も表明された。併しこの問題は關稅及び一般通商政策に關聯する處深きものが

あるから、この方面から十分考究の必要があるとされ、而して結局次の如き結論に到達した。

（一）外國爲替管理制度は世界金融恐慌並に其結果自國に於ける外國クレディットの巨額の引上に基き設けられたもので、この制度の目的は、常態的信用機構の破壞によつて危險に脅かされる通貨の安定を主として維持するに在る。信用機構の破壞によつて釀された困難を除去する方法は唯一つ、即ち信用を回復することのみである。斯くせば世界信用の機構は再び常態的の活動を開始するに至る。

（二）爲替管理制度はこれを以て現行通商條約改訂の手段に利用してはならないこと、又通商政策に影響を及ぼしてはならない。

（三）中央銀行は保有外國爲替を處分し得べき輸入品の種別決定に就いての責任引受を拒絕すべきこと、この決定は政府をして適當なる貿易機關と連絡して行はしむること。

（四）將來若し諸國間に交換制度が設けられる場合には、その勘定尻は國際決濟銀行を通じて決濟さるべきこと。等。

若し斯る提案が實現されたならば爲替管理の調整も可能であらうと思はれるけれども、其實現は今の處到底期待されることは出來ない。(2)

（1）會議は、チェッコスロヴァキヤ國民銀行總裁ボスビシル氏（國際聯盟ゴールド・デレゲーション委員）議長の下に墺太利、ブルガリヤ、チェッコスロヴァキヤ、獨乙、希臘、匈牙利、波蘭、ルーマニヤの各中央銀行の代表者及び國際決濟銀行の代表者の參加を得て開かれたが、代表者の資格が何れも政府の代表ではなく、それに討議の議題が主として通商政策に關聯して中央銀行よりも寧ろ政府の取扱ふべき問題であつたから、會議は純然たるインフォーマルな性質の下に終始した。

（2）『國際資料』昭和六年一月號、五二――三頁に據る。

最後に爲替管理の貨幣制度に對する關係に就いて若干の考案を試みよう。英吉利が昨年九月金本位制度を停止して以來、之に倣ふ國が相ひ繼いで現はれ、金本位制度の終焉が再び叫ばれるに至つた。而してこの制度の歸趨に關して私は最近次の樣な考へを述べた。(3) 要約すると、金本位制度がこれ迄支持實行された理由は(一)貨幣造出の統制と(二)國際的債務決濟の必要に存してゐる。勿論この制度には幾多の缺點と矛盾とが存して居るに對して、貨幣價値安定の點に於いては管理通貨制度によつても達し得られることが理論上立證されてゐる。それにも拘

らず實際上金本位制度の固執されるのは何故であるかと云ふに、それは貨幣制度も結局經濟發達の現段階を離れては存立し得ないと云ふことに外ならぬ。そこで當面の問題として觀る限り、若し資本主義經濟がそのものとして存續するとすればそれは依然無統制經濟である。假令獨占形態の發展その他に依つて統制が加へられるとしても、その統制は到底全般的なるを得ない。殊に商品需要の側及び對外國の關係に於いてはさうである。だから無統制經濟の安定を得るために何等かの統制要素が必ず求められるであらうが、結局それは貨幣側に對してゞあらう。何となれば資本主義經濟は貨幣を中心とするものであり、且つ財の側は無統制なるを本質とするものであるからである。所がその貨幣側に求められる統制要素も決して人爲的管理的のものたるを得ない。直言すれば科學的管理と云ふが如き要素ではない。何故ならば、若しそれによつて全般的統制が行はれるとしたら、斯る場合には無統制經濟から其本質が失はれ資本主義經濟が資本主義經濟でなくなつて了ふであらうからである。それ故に、求められる統制要素は何等かの外部的要素――それが理在では金――である。この事は今日の世界經濟には一層よく嵌當まる。故に金本位と云ふが如き束縛本位制度は、價値の確保と無統制經濟の安定との爲に、資本主義經濟には必然的に存續するであらう。併し斯く言へばとて、吾人は現に金本位制度の維持を困難ならしむる幾多の事實に當面してゐる。例へば金の偏在、金生産の相對的減少の見込、經濟不況期に於ける金吸收の困難、金移動を頻發せしむる諸原因の發展等是れである。此等の事實は果して何を意味するであらうか。それは恐らくは金本位制度の即時的終焉を示すものではなからう。それよりも寧ろ從來の此制度の變革を指示するものであらう。と云ふ譯は貨幣制度は當時の經濟狀態に適應しなければならぬからである。而して此金本位制度の推移に關して、國際聯盟や諸學者が種々の提案をなしてゐるけれども、それが如何なる具體的型式として再現するかは遽かに之を指示することは出來ない。併し唯この事丈は言ひ得られる、即ち若し金本位制度が再び國際的本位制度として一般的に樹立されるとしたら、既に大戰後の主要型式が大戰前の如くに自働的性質のものでなかつた金本位制度が、益々其管理的性質を强めるであらう、と云ふことである。換言すれば管理的金本位制度である。去りながら此

結論は、固より現經濟組織の存續を前提としてゐる。故に、假りに經濟組織に推移が起るとすれば右の結論の妥當性は失はれるであらう。だが假令さうなつたとしても、現在では金本位停止國は停止と共に再樹立の準備期に入り込んだのであつて、金準備を擁した紙幣本位制度はこの期間の過渡的制度と觀察さるべきであらう。

（3）　拙稿『金本位制度の動搖と存續性』（東洋經濟新報、昭和七年二月十三日號、一〇八―一一三頁參照。

今若し右述のやうに貨幣制度が一段管理的金本位制度に進展するとすれば、爲替管理はそれに對して何う云ふ關係をば有するであらうか。固よりそれが金本位制度である限り、貨幣の對內的價値の安定と對外的價値の安定とを齎らすに當つて、運用上の矛盾を絕對に排除するを得ないであらう。從つて爲替管理は、よし國際的協力によつて調整されたとしても、斯る矛盾を最少限度に縮減する手段として依然續行されるであらう。此金本位制度下に於ける爲替管理の例證として、吾人は現に獨乙等に於いて之を觀ることが出來る。而して現在幾多の國に於いてみるが如き『金準備を擁した紙幣本位制度』に於いて、容易にそれが撤廢され得ないであらう、と云ふことは固より言ふ迄もない所である。（一九三二―二―一六稿）

附記　東京日日新聞（二月十六日朝刊）の報道する所に依ると、我國に於いても近く或る程度の爲替管理を實行するであらうとの事である。即ち、來る七月一日期限の英貨國債（元滿鐵社債）約六千萬圓の借換は時局の影響を受けて海外では到底不可能とされるので、政府及び日銀方面では之を現金償還とする方針を以て、之に要する外債を正貨現送に依らざる方法を以て調達すべく對策講究中である。これに關して政府は、總選擧後の特別議會に爲替管理に關する法律案を提出する一方、既に佛蘭西で行つてゐる海外投資に對する新課稅案をも通過せしめんとする意向を有する模樣であると言ふ。即ち前者の法案を以て、在外資金の內容を明細に屆出でしめ、必要に應じ一定相場を以て之を政府の指定で日銀又は正金に賣却するの義務を負はしむる。而して後者の課稅案によつて、逃避資本の內輸入資金に充當されないで外國證券や外貨預金となつてゐる部分に課稅し、以て所謂對外債權の動員に依り本邦人の在外資金の國內還流を助長する。斯樣にして爲替相場の安定と國際收支の改善を圖ると共に、他面來るべき英貨債の償還資金を調達しようと云ふのである。